

合理化システムの表示基準

1 趣旨

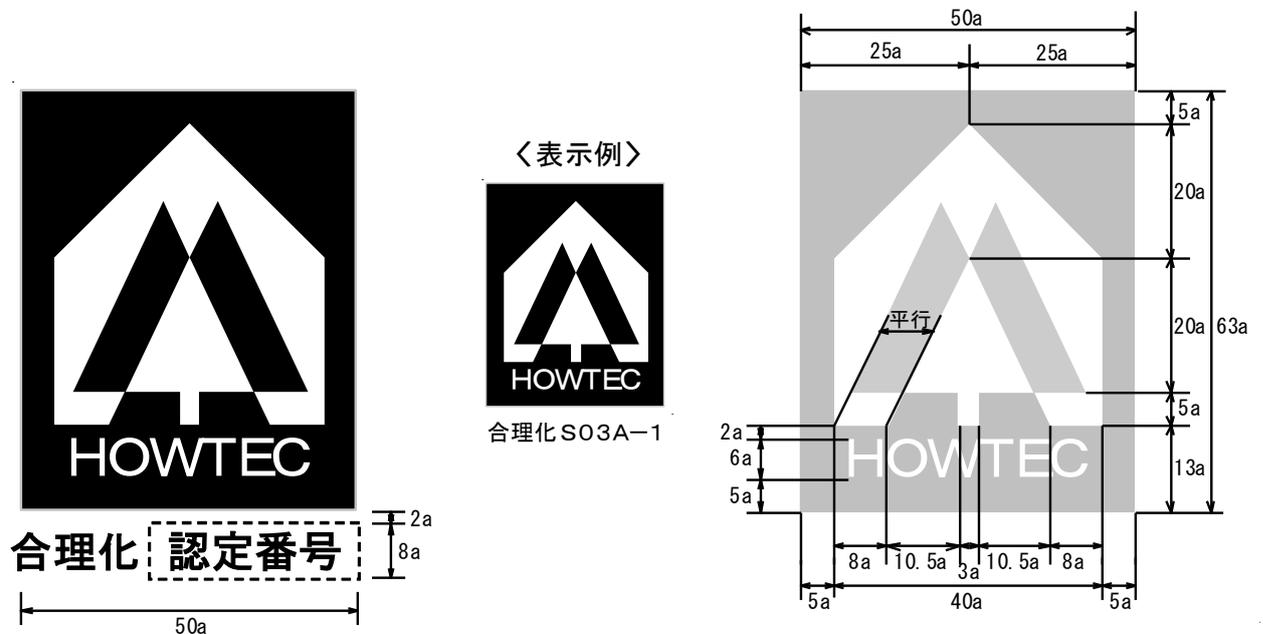
この表示方法は、木造建築合理化システム認定規程（HW-合理化001-2023）（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき定めるものである。

2 表示事項

- a) 認定マーク
- b) 認定番号
- c) システムの名称
- d) 認定業者
- e) 連絡先

3 表示の様式

表示の様式は、次のとおりとする。



*注：aの比率は表示の大きさに合わせて調整する。

4 表示の方法

広告等にすり込みを行う場合にあっては、表示様式によることができる。

5 表示様式等の報告

表示様式により表示を行う場合は、あらかじめ表示の使用方法等について、センターに報告するものとする。

